

平成 28 年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 161 号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事）	1
2	議案第 162 号 工事請負契約の変更について（桑名市五反田事業恒久対策（分一・3）工事）	2
3	議案第 166 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について	3

◎ 所管事項説明

1	「文化交流ゾーン」について	11
2	第 8 次水質総量削減に係る総量削減計画の策定状況等について	15
3	第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（最終案）について	19
4	安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（最終案）について	25
5	ごみゼロ社会実現プランの進捗状況（中間評価）について	29
6	R D F 焼却・発電事業について	31
7	各種審議会等の審議状況について	33

別冊 1 第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（最終案）

別冊 2 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（最終案）

別冊 3 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況（案）

平成 28 年 12 月 12 日  
環境生活部



(議案補充説明)

1 議案第 161 号 工事請負契約の変更について

(桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事)

議案番号 第 161 号 工事請負契約の変更について	
工事名	桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田地内
契約金額	変更前 2,641,305,240 円 (消費税等含む) 変更後 3,190,978,800 円 (消費税等含む)
請負者 住所氏名	四日市市鵜の森一丁目 3 番 23 号 ナカジマビル 8 階 鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組三重営業所 所長 松澤 慶郎
契約工期	平成 26 年 3 月 19 日から平成 29 年 9 月 29 日まで
<u>工事内容</u> <u>変更理由</u>	
環境修復	河川に近接する区域における土壤の掘削工程において、P C B に汚染された土壤が想定量以上に多く、かつ、汚染濃度が高い事に起因して処理単価の高い熱処理を行う必要があるため、やむなく、当該汚染土壤を適切に処理するための増額。
鋼矢板設置工 1,771 枚	
支障除去工	
汚染土壤掘削工 5,087 m <sup>3</sup>	
汚染土壤処理工 11,136 t	
廃棄物掘削工 1,495 m <sup>3</sup>	
廃棄物処理工 1,661 t	
油回収工 1 式	
附帯施設工	
防臭防じん建屋整備工 1 式	
P C B 廃棄物保管庫整備工 1 式	
水処理施設整備工 1 式	
契約方法	随意契約

## (議案補充説明)

## 2 議案第162号 工事請負契約の変更について

## (桑名市五反田事業恒久対策(分-3)工事)

議案番号 第162号 工事請負契約の変更について																					
工事名	桑名市五反田事業恒久対策(分-3)工事																				
施工場所	桑名市五反田地内																				
契約金額	変更前 3,075,300,000円(消費税等含む) 変更後 3,499,486,200円(消費税等含む)																				
請負者 住所氏名	津市丸之内24番16号 大成・中村・河建特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 雜賀俊宏																				
契約工期	平成25年12月20日から平成30年6月29日まで																				
<table> <thead> <tr> <th>工事内容</th><th>変更理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等掘削撤去工</td><td>廃棄物掘削時において、発生ガスの濃度が想定以上に高く、安全な作業環境を確保するために換気設備を増設することによる増額。</td></tr> <tr> <td>掘削工 <math>V=29,600\text{ m}^3</math></td><td>また、廃棄物層が想定以上に軟弱であり、掘削作業を安全に行うための作業構台を設置することなどによる増額。</td></tr> <tr> <td>土留鋼管矢板打込 <math>N=246</math>本</td><td>その他、地盤補強工等の安全対策を行うことによる増額。</td></tr> <tr> <td>選別工 <math>V=15,901\text{ m}^3</math></td><td></td></tr> <tr> <td>遮水壁補強工</td><td></td></tr> <tr> <td>オールケーシング <math>N=138</math>本</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼矢板打込 <math>N=266</math>枚</td><td></td></tr> <tr> <td>周辺環境・作業環境対策工 1式</td><td></td></tr> <tr> <td>復旧工 1式</td><td></td></tr> </tbody> </table>		工事内容	変更理由	廃棄物等掘削撤去工	廃棄物掘削時において、発生ガスの濃度が想定以上に高く、安全な作業環境を確保するために換気設備を増設することによる増額。	掘削工 $V=29,600\text{ m}^3$	また、廃棄物層が想定以上に軟弱であり、掘削作業を安全に行うための作業構台を設置することなどによる増額。	土留鋼管矢板打込 $N=246$ 本	その他、地盤補強工等の安全対策を行うことによる増額。	選別工 $V=15,901\text{ m}^3$		遮水壁補強工		オールケーシング $N=138$ 本		鋼矢板打込 $N=266$ 枚		周辺環境・作業環境対策工 1式		復旧工 1式	
工事内容	変更理由																				
廃棄物等掘削撤去工	廃棄物掘削時において、発生ガスの濃度が想定以上に高く、安全な作業環境を確保するために換気設備を増設することによる増額。																				
掘削工 $V=29,600\text{ m}^3$	また、廃棄物層が想定以上に軟弱であり、掘削作業を安全に行うための作業構台を設置することなどによる増額。																				
土留鋼管矢板打込 $N=246$ 本	その他、地盤補強工等の安全対策を行うことによる増額。																				
選別工 $V=15,901\text{ m}^3$																					
遮水壁補強工																					
オールケーシング $N=138$ 本																					
鋼矢板打込 $N=266$ 枚																					
周辺環境・作業環境対策工 1式																					
復旧工 1式																					
契約方法	随意契約																				

(議案補充説明)

3 議案第 166 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 166 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「みえ県民交流センター」について、平成 29 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえ県民交流センター条例（平成 13 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

(1) 施設名称

みえ県民交流センター

(2) 設置場所

三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

4 指定管理候補者の名称等

所在地 四日市市萱生町 1200

四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内

名 称 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

代表者 代表理事 松井 真理子

5 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 28 年 7 月 28 日から平成 28 年 9 月 14 日まで行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。

所在地 四日市市萱生町 1200

四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内

名 称 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

代表者 代表理事 松井 真理子

## (2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

### ①選定委員会構成員

委員長 板井 正齊 (皇学館大学教育開発センター准教授)  
委 員 片山 光 (税理士)  
委 員 加藤 久 (公募委員)  
委 員 藤本 久司 (元三重大学人文学部准教授)  
委 員 若林 千枝子 (元三重県生活部NPO室長)

### ②審査の経過

平成 28 年 7 月 20 日 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)  
平成 28 年 10 月 6 日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)  
平成 28 年 10 月 20 日 第3回選定委員会 (最終審査)

### ③提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

### ④審査結果 (評価点数 2,000 点満点)

特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター  
(評価点 1,351 点)

### ⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 四日市市萱生町 1200  
四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内  
名 称 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター  
代表者 代表理事 松井 真理子

### ⑥選定した理由

選定委員会の審査結果および次の委員意見から総合的に判断し、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンターが指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・ みえ県民交流センターの特性や目的、担うべき役割を十分認識した上での提案内容であり、今後の市民活動の充実・発展、多文化共生の進展が期待できる。
- ・ これまでの管理運営の経験もあり、継続的・安定的な施設運営が期待できる。
- ・ 市民活動を促進する事業や国際化を推進する事業のほか、寄附文化を根づかせる取組が新たに提案されている。また、みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務では、具体的かつ計画的な取組が提案されており評価できる。

- ・老朽化した備品等の修繕も考慮した施設使用料の見直しや講座の有料化は、必要な財源確保だけでなく、将来的にはサービス向上に繋がることが期待できる。
- ・団体の構成員の多くは、県内各地の市民活動センターの管理運営で蓄積したノウハウや専門性を有しており、効果的な事業の実施や効率的な施設運営が期待できる。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、団体の持つ独自のネットワークを活用し、県内各地における市民活動の実態に応じた、きめ細やかな支援活動や情報発信など、県民サービスの向上が期待できます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ①県施策への配慮
- ②情報公開および個人情報保護
- ③第三者への再委託の禁止・例外の取扱
- ④施設利用者の意見等の反映
- ⑤リスク分担
- ⑥業務計画書の提出
- ⑦業務報告書の提出
- ⑧事業報告書の提出
- ⑨実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

- 平成28年12月 指定管理者の指定
- 平成29年3月 協定書の締結
- 平成29年4月 指定管理者による施設管理の開始



## 提案内容および審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項 (審査コメント等)
			みえNPOネットワークセンター		
1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。					
管理運営の総合的な基本方針	1-1 施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性（ビジョン）が明確になっているか		<p>【施設運営の基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県域の市民活動センターとして、県内外の市民活動に関する情報を収集・発信することで、情報のキーステーションとしての役割を果たすとともに、県内の中間支援団体等と連携して、市民活動を行う団体および個人の交流の促進並びにNPOや市民活動団体への支援を行い、県内の市民活動の発展をめざしていきます。</li> <li>また、国際化推進の拠点として、国際化に関する情報の収集および提供を行うとともに、国際化を推進する活動の支援を行います。</li> </ul>		
利用者の公平、公正な利用	1-2 基本方針が利用の平等性の観点から適切か	40点 × 5人 =200点	<p>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。</p>		146点
企業（団体）の社会的責任	1-3 事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか		<p>・企業（団体）倫理、コンプライアンス（法定遵守）の確立、グリーン購入や省エネルギー等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。</p>		
2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。					
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1 施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか		<p>【施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備、貸与備品の管理を行ってください。</li> <li>・指定管理者は、三重県行政手続条例第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、センターの利用許可等の手続きは、同条例の規定に基づいて行ってください。</li> </ul>		
危機管理体制や緊急時の対応	2-2 緊急時等における危機管理体制は適切な提案がなされているか		<p>【危機管理体制や緊急時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・灾害および事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備および危機管理マニュアルを作成してください。</li> <li>・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。</li> </ul>		
利用者の安全確保対策	2-3 研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	70点 × 5人 =350点	<p>【利用者の安全確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保のため、事故防止対策を講じるとともに、危険および破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行ってください。</li> </ul>		238点
個人情報保護対策	2-4 利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか		<p>【個人情報保護対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、または不当な目的に使用してはなりません。</li> </ul>		
	2-5 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか				
	2-6 チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか				
	2-7 職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか				

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ことができるものであること。				
施設等の利用	3-1 利用者対応、センター内の情報の活用、日常の管理業務等に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<p><b>【施設等の利用に関する業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの案内パンフレットを作成・常備し、利用者等からの問い合わせへの対応、施設の案内等を行ってください。</li> <li>センター内の整理整頓、新聞等定期刊行物の入れ替え、館内の温度管理、トイレ等の安全確認、開館・閉館時のセキュリティ管理等、日常の管理業務を実施してください。</li> <li>センター条例第19条に基づく、利用料金の収受に関する業務を行ってください。</li> </ul>		<p><b>【施設の利用に関する業務について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの総合案内として、パンフレットを作成するとともに、施設内の案内を正確に行います。スタッフが利用者を常にあたたかく迎え、市民目線の親切な対応を行います。</li> </ul>
	3-2 利用料金の設定、収受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか	<p><b>【利用料金の収受に関する業務について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センター条例第19条に基づき利用料の収受を行います。利用料金については当日現金がある場合は事前に指定の口座に納入のこととし料金設定を行います。特別な減免処置については県行政と相談の上、決定します。付属設備については団体の区別なく料金設定します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金の見直しによって、NPO等が施設を利用しづらいと感じることがないよう、丁寧な説明と利用者サービスの向上に努めていただきたい。</li> </ul>
市民活動促進および国際化の推進	3-3 市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<p><b>【市民活動促進のための業務】</b></p> <p>県民の自発的な社会貢献活動への理解の浸透、参加促進を図るとともに、市民活動団体の育成・基盤強化を図り、市民活動の促進に取り組んでください。</p> <p>例えば、次のような業務を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体の運営基盤強化（人材育成、資金調達等）に関する事業</li> <li>市民活動団体と企業、行政等多様な主体との連携・交流促進のための事業</li> <li>市民活動団体に対する寄附促進のための事業</li> <li>市民活動・NPO月間（12月）の開催による市民活動への参画機会の提供</li> <li>ボランティア情報・助成金情報の収集・発信 等</li> </ul>	200点 × 5人 =1,000 点	<p><b>【市民活動促進のための業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NPOグレードアップセミナー</li> <li>県内のNPO法人等の知識・技術等、運営基盤強化に関するテーマ（人材育成、資金調達、助成金情報等）について講座を行う。</li> <li>NPO相談</li> <li>ボランティア紹介やNPOの運営等のさまざまな悩みや課題について相談に応じる。また法人に関する事業</li> <li>「市民活動・NPO月間」の実施</li> <li>NPO活動について集中的に広報・啓発を行うことにより、活動に対する理解を深め、参加に繋げるため、市民活動センター等と連携して県内全域で取り組む。</li> <li>「協創」シンポジウム</li> <li>NPO、行政、企業等多様な主体が協働し、新しい価値を生み出した事例等を基に、関係者によるシンポジウムを行う。</li> <li>三重ユース事業</li> <li>三重県内の若者を対象に、NPOや市民活動に関する勉強会を定期的に開催しNPOに関心を持つていただき、次世代育成を行う。</li> <li>三重NPO基金の設立と運営</li> <li>金融機関、企業、個人からいただいた寄附を、三重県内のNPOに助成または寄附ができる機能をつくり運営する。運営にあたっては、県内にある関連組織と連携する。</li> </ul>
	3-4 國際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<p><b>【国際化の推進のための業務】</b></p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、対等な関係のもとで互いの文化的な違いを認め合い、尊重する多文化共生の社会づくりを推進するとともに、国際貢献・交流の意識向上に取り組んでください。</p> <p>例えば、次のような業務を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生社会づくり、国際貢献・交流に関する啓発事業</li> <li>多文化共生社会づくり、国際貢献・交流に関する情報の収集・発信</li> <li>多文化共生社会づくり、国際貢献・交流に関する団体の連携・交流促進</li> <li>国際関係書籍の利活用の促進</li> <li>海外の大規模災害に対する救援募金活動 等</li> </ul>		<p><b>【国際化推進のための業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生・理解イベント</li> <li>多文化共生社会の実現に向けて、文化や習慣の違いを知る機会となるイベントを他団体との連携・協力により開催する。</li> <li>NGOから学ぶ世界情勢</li> <li>県内外のNGOから、いま世界で何が起こっていて、それに対してNGOがどのような行動を起こしているのかを学ぶ講座を開催する。</li> <li>国際関係書籍の紹介</li> <li>県内の高等教育機関やボランティアの方と連携し、国際関係の書籍を紹介していく。</li> <li>海外の課題に対応する救援募金設置</li> <li>海外の大規模災害、貧困、人権、平和、環境等に関する募金箱の設置を行う。</li> </ul>
市民活動に関する情報の受発信	3-5 ホームページの設置および管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<p><b>【市民活動に関する情報の受発信に関する業務】</b></p> <p>県域の市民活動センターとして、県内外の市民活動に関する情報の収集を行い、その情報を効果的に発信することにより、広く県内外の市民、NPO、企業、行政などに市民活動を知ってもらうとともに、活動への参加並びに支援の視野を広げ、市民活動を促進するため、次の業務を行ってください。</p>		<p><b>【市民活動に関する情報の受発信に関する業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの設置および管理運営</li> <li>県民の誰もが親しみやすい内容の「みえ市民活動ボランティアセンター」のホームページを設置し、常に、新しい情報を掲載できるよう、リニューアルも含め、頻繁な更新を行うとともにセンターのホームページの周知を図るよう努めます。施設や事業に関する内容だけでなく、ボランティア情報、助成金情報、NPOの運営に関する情報、CSR情報、市民活動データベース等も掲載します。</li> <li>情報誌の発行および配布</li> <li>発行部数は、1万部の発行を基本とし、県、各市町、各市民活動センター、各市町社会福祉協議会等に配布します。現在の情報誌よりも内容を充実させ、予算を削減するために、3カ月に1回の発行とします。鮮度が重要な助成金情報等はホームページに掲載するとともに、別紙でセンター内に掲示します。また、県内の市民活動センターにも同様の情報を送ります。</li> <li>団体情報データ調査および活用</li> <li>「みえ市民活動ボランティアセンター」に登録されているボランティア・市民活動団体等との連携を一層深めるとともに、県内の市町、社会福祉協議会や中間支援団体とのネットワーク・情報共有を進めよう取り組んでいきます。また、行政、企業、NPO等からの照会に応えられるように、多様な団体情報との柔軟なリンクも模索します。</li> </ul>
	3-6 情報誌の発行および配布に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの開設および管理運営</li> <li>情報誌の発行および配布</li> <li>団体情報データ調査および活用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報誌の発行回数の減少により、情報発信機能が低下しないよう、内容の充実に努めていただきたい。</li> </ul>
	3-7 団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか			
中間支援団体等の機能向上・連携交流	3-8 県内中間支援団体等の機能向上に関し、適切に課題把握し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<p><b>【中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務】</b></p> <p>県域の市民活動センターとして、県内外の市民活動センターや中間支援団体等と連携して市民活動支援体制の強化を図り、全国的な情勢を見通した幅広い視野での市民活動支援が行われることをめざして次の業務を行ってください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の中間支援団体等の機能向上・連携交流</li> </ul>
	3-9 県内中間支援団体等の連携交流に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか			<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の中間支援団体等の機能向上・連携交流</li> </ul>
	3-10 県外の中間支援団体等とのネットワーク構築に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間支援団体等の人材育成・活動基盤強化に関する事業</li> <li>中間支援団体等の情報交換・連携交流の機会の提供</li> <li>中間支援団体等の機能向上にむけた調査・研究 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の中間支援団体等とのネットワーク構築</li> </ul>
	3-11 市民活動支援体制の強化を図る取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外の中間支援団体等とのネットワーク構築</li> <li>国等の動きや全国の先進的な取組の調査・研究</li> <li>県外の中間支援団体等と連携した市民活動促進事業 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方レベルの中間支援団体が抱える課題の共有と解決を図り、全国的な恒常的なネットワーク組織を構築するため、近隣の地方レベルの中間支援団体有志との意見交換会や全国への情報発信を行う。</li> </ul>

		<p>【みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害および地震等の発生時に設置される「みえ災害ボランティア支援センター」の運営をボランティア・市民活動団体およびボランティア関係機関並びに三重県と協働で行ってください。</li> <li>・「みえ災害ボランティア支援センター」が設置された場合は、県域の市民活動センターとしての役割を担ってください。なお、この役割を担うことにより、指定管理者が行う他の業務水準を変更する必要がある場合は三重県と協議してください。</li> <li>・平常時から市民活動センターなどを通じて、災害時に支援活動が行えるNPO・ボランティア団体等のネットワーク化を行ってください。</li> </ul>		<p>【みえ災害ボランティア支援センターが設置された場合の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえ災害ボランティア支援センター幹事会等への出席 みえ災害ボランティア支援センター幹事会、臨時会に出席し、災害時におけるみえ災害ボランティア支援センターの設置および運営に携わります。</li> <li>・情報の受発信 県内の中間支援団体等とのネットワークを生かした対応をしていきます。地域の中間支援団体等と連携して、災害ボランティア支援センターで検討されたことなどの情報発信、県内の各地域にある中間支援団体が把握する災害ボランティアや市民活動団体等の災害への取組の情報収集や発信を行います。</li> <li>・つなげる 災害時（県内が被災する場合も、どこかを支援する場合も）、ボランティア団体やさまざまな活動をしているNPO・企業等をマッチングすることにより支援がより良く行われる状況であれば、県内各地域の中間支援団体等と連携して、コーディネートします。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の特性であるネットワークを生かした提案であり、災害発生後の効果的なボランティア活動につながるよう、地域の中間支援団体等と連携した情報の受発信に期待したい。</li> </ul>
みえ災害ボランティア支援センターの運営	3-12	災害時に県域の市民活動センターとして役割を担うための適切な提案がされているか		<p>【平時からの市民活動センターなどを通じた支援のネットワーク化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に支援活動が行えるNPO・ボランティア団体等のネットワーク化</li> </ul> <p>第1ステップ（2年間）</p> <p>県内（各市町）中間支援団体による登録団体等の災害時協力内容等を聞き取るアンケートを実施します。集計したアンケート結果を地域別、全県で分析します。</p> <p>第2ステップ（1年間）</p> <p>県内各地域の中間支援団体等に対して三重県内で災害が起きた場合の対応について学ぶセミナー&amp;情報交換会を各地域で実施し、アンケート結果および情報交換会等からの情報をもとに、県内各地域の中間支援団体等を全県としてどのようにコーディネートしていく必要があるかを分析します。</p> <p>第3ステップ（2年間）</p> <p>県内各市町の中間支援団体等による登録団体のアンケート分析結果および情報交換での情報を基に災害時の協力団体との各市町の地域別ネットワーク会議（10箇所）および全県ネットワーク会議を開催します。また、2年目には、何らかの形で災害の場合の中間支援団体の取り組みについて（成果物を）県民にお知らせします。</p>		
サービス向上への取組	3-13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービス向上につながる独自の提案をしてください。</li> <li>・センター利用者の利便性の向上を図るために、留意事項をふまえ、必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。</li> </ul>	200点 × 5人  = 1,000 点	<p>【利用者サービス向上につながる独自の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進、国際化という本来の目的を実現していくため、一定の制限を設けた上で学習目的の利用を許可しています。</li> <li>・コーヒーサービスコーナーを設置します。（有料）</li> <li>・寄附つき商品の販売、フェアトレード製品や授産施設の製品の販売等を支援します。</li> <li>・コーヒーサービスおよびお菓子等の販売による収益金については、「コーヒーファンド」として活用し、市民活動団体に寄附を行います。</li> <li>・センター利用者の利便性の向上を図るために、イベント情報コーナーに1台、コイン式コピー機の横に1台、飲料水自動販売機を計2台設置します。</li> </ul>	665点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置は、利用者サービスの向上および収益にもつながるが、契約方法等については精査していただきたい。</li> </ul>
	3-14	施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか		<p>【施設の稼働率を高める方策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が県内の中間支援団体のネットワーク組織である強みを生かし、県内各地でみえ県民交流センターの周知を図ります。</li> <li>・市民活動・NPO月間やNPO、県民等にとって魅力ある事業の実施と利用しやすい環境づくりにより、来館者を増やします。</li> <li>・企業、行政、地縁団体等との連携を強化し、会議等を行うことで、新しい来館者を増やします。</li> <li>・図書コーナーの充実を図ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金の見直しにより施設の稼働率の低下が想定されるが、具体的な対応策を検討していただきたい。</li> </ul>
	3-15	利用者の声の把握および反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか		<p>【利用者の声の把握と管理運営への反映方策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者団体等による外部委員会を設置します。（年2回程度開催）</li> <li>・年に1回、利用者アンケートを実施し、その結果を管理運営に反映します。</li> <li>・利用者からの意見箱を設置し、管理運営に反映します。</li> <li>・利用者より寄せられた各種意見をデータベース化し、スタッフで共有し日常業務に反映します。</li> <li>・寄せられた意見をスタッフ研修に生かします。</li> </ul>		
成果目標	3-16	<p>【指定期間を通じて達成すべき成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示す成果目標 センター来館者数 63,000人／年 事業参加者の満足度 85%以上／年</li> </ul>		<p>【成果目標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示す成果目標 成果目標：センター来館者数 63,000人／年 成果目標：事業参加者の満足度 85%以上／年</li> <li>・講座終了後にアンケートをとり、参加者満足度を図るとともに、アンケート結果を次の講座へと生かします。</li> <li>・講座等の参加費を有料にすることにより、講師、運営、参加者の本気度を高めます。</li> <li>・事前のニーズ調査や、丁寧な講師との打ち合わせを行います。</li> <li>・スタッフがファシリテーションスキルを学び、円滑で満足度の高い場づくりを心がけます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標として、新たに図書コーナーの利用の増加を設定しているが、古くなった図書の精査や図書を増やす方法も含めて、目標達成に向けた具体的な方策を検討していただきたい。</li> </ul>
	3-17	提案された達成すべき成果目標は、具体的で適切な提案がなされているか		<p>・提案者が提案する成果目標について</p> <p>成果目標：図書コーナーの利用の増加。NPO/NGO、国際関連図書の貸し出し数 120冊/年 現在、年の平均貸し出し数が約80冊。その貸し出し数を1.5倍にして、NPO等に興味を持つ県民を増やす。</p> <p>成果目標：市民活動・NPO月間にわたる連携協力団体の数 15団体/年 市民活動・NPO月間を県内各地で開催するにあたり、連携の協力を承諾しイベント等の実行をする団体の数。</p>		
総合評価	3-18	当該指定管理業務について県域性、独自性、先進性等のある提案がなされているか				

4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。									
収支計画の積算の考え方	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターの管理にあたっては、地方自治法第244条の2・第8項およびセンター条例第19条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、センターの利用に係る料金は指定管理者の収入となります。よって、センターの管理に係る収支について、一定の責任を負うことになり、センターの利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。</li> </ul>						
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。</li> <li>指定管理に係る指定管理料は、次のとおりとする。</li> </ul> <table> <tr><td>150,940千円（5年間の総額の上限）</td></tr> <tr><td>(内訳) 平成29年度 29,272千円</td></tr> <tr><td>平成30年度 29,272千円</td></tr> <tr><td>平成31年度 30,188千円</td></tr> <tr><td>平成32年度 31,104千円</td></tr> <tr><td>平成33年度 31,104千円</td></tr> </table>	150,940千円（5年間の総額の上限）	(内訳) 平成29年度 29,272千円	平成30年度 29,272千円	平成31年度 30,188千円	平成32年度 31,104千円	平成33年度 31,104千円
150,940千円（5年間の総額の上限）									
(内訳) 平成29年度 29,272千円									
平成30年度 29,272千円									
平成31年度 30,188千円									
平成32年度 31,104千円									
平成33年度 31,104千円									
4-3	実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>【収支計画の積算の考え方について】           <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用料 今まで利用料を徴収していなかったNPO法人等からいただくことで、利用料収入を向上させます。</li> <li>受講料 原則として無料を排し、1回500円以上とします。</li> <li>企業の広告料、協賛金広報紙等への広告料収入を増加させます。</li> </ul> </li> </ul>	102点						
5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。									
法人等の財政的基盤	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか							
	5-2	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置してください。また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立してください。</li> </ul>	60点 × 5人 =300 点					
	5-3	事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか							
	5-4	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制などっているか							
	5-5	職員の人材育成につながる方針などっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの向上を図るため、職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めてください。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、防災研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。</li> </ul>						
	5-6	業務に必要な研修があるか							
総合審査結果			2,000点	1,351点					

#### 第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	<p>名称 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター            代表者 松井 真理子            所在地 四日市市萱生町1200四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内</p>
選定委員会の講評	<p>委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みえ県民交流センターの特性や目的、担うべき役割を十分認識した上での提案内容であり、今後の市民活動の充実・発展、多文化共生の進展が期待できる。</li> <li>これまでの管理運営の経験もあり、継続的・安定的な施設運営が期待できる。</li> <li>市民活動を促進する事業や国際化を推進する事業のほか、寄附文化を根づかせる取組が新たに提案されている。また、みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務では、具体的かつ計画的な取組が提案されており評価できる。</li> <li>老朽化した備品等の修繕も考慮した施設使用料の見直しや講座の有料化は、必要な財源確保だけでなく、将来的にはサービス向上に繋がると考えられるが、一方でサービス低下と捉える利用者も想定されることから、より丁寧な説明と利用者本位の施設運営に努められたい。</li> <li>団体の構成員の多くは、県内各地の市民活動センターの管理運営で蓄積したノウハウや専門性を有しており、効果的な事業の実施や効率的な施設運営が期待できる。今後は、これまでの課題も精査しつつ、より安全で良好な管理運営に努められたい。</li> <li>緊急事態等においても適切に対応できるよう、団体のガバナンスを強化するとともに、教育・研修の充実によりスタッフの資質向上に努められたい。</li> </ul>

## 1 「文化交流ゾーン」について

三重県では、県総合博物館の開館を契機に、県総合文化センター周辺の各県立文化施設<sup>(注)</sup>が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんのが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを、「みえ県民力ビジョン」等で明らかにして施策を展開しています。

文化交流ゾーンを構成する各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かして互いの連携を強化することで、これを一層効果的に実現できることから、三重県文化審議会に意見を伺うなどして、運営面等に関して検討を進めてきました。

現在の検討内容と今後のスケジュールは以下のとおりです。

（注） 県総合文化センター（図書館を含む）、県総合博物館、県立美術館

### 1 現在の検討内容

#### （1） 文化交流ゾーンの目的

三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献する「学び・体験・交流の場」となることを目的とします。

#### （2） 文化交流ゾーンの目的達成に向けた取組

各館等は、それぞれ魅力向上のための不断の努力・研究を行い、独自性を生かしながら関係法令やこれをふまえた使命等に基づく役割を果たすとともに、連携・協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行います。

これを効果的に行うため、次のとおり運営面等の改善を行う方向で検討を進めています。

##### ① 「文化交流ゾーン連携・経営推進会議」の設置

各施設の長（総合文化センターは指定管理者の代表等）、環境生活部、教育委員会、文化振興や生涯学習等に関する有識者等<sup>(注1)</sup>で構成する「文化交流ゾーン連携・経営推進会議（以下、「連携・経営推進会議」という。）」<sup>(注2)</sup>を設置し、各館の事業等に関して知の共有を行うとともに、連携の強化を図ります。

##### （主な所掌事務）

- ア 利用者及び県民の要望並びに社会の要請に十分留意して各館等が策定する事業計画等に関する協議・調整
- イ 事業計画の達成状況等に関して各館等が自己評価結果をふまえて立案する改善取組に関する協議・調整
- ウ 「文化交流ゾーン連携・協力計画」の策定・改定

- a 各館の事業計画の達成に向けた連携・協力
- b 公演や展覧会、講演・講座、調査研究をはじめとする各種事業における連携・協力
- c 広報及び営業活動をはじめとする利用者増加に向けた取組に関する連携・協力
- d 施設の利用に関する連携・協力
- e 多様な財源の確保や支出節減に向けた連携・協力

(注 1)・有識者については、常任の構成員以外に、臨時に専門的事項に関し識見を有する者の出席を求め、意見を聞くことも可とする

(注 2)・連携・経営推進会議は原則月一回開催  
・下部組織として、実務者会議（管理部門・事業部門）も設置

## ②一部指定管理の導入

既に、指定管理者制度を導入している総合文化センターに加え、新たに美術館、総合博物館、図書館の業務の一部に指定管理者制度を導入します<sup>(注)</sup>。これにより施設管理の効率化を図るとともに、職員が学芸業務や司書業務といった基幹業務において一層専門性を發揮し、より良い県民サービスを提供出来る環境を整備します。

なお、指定管理業務の仕様については、現在、各館等と調整しています。

(注) 各施設の指定管理者は、同一の団体とすることを想定

### (指定管理の対象となる主な業務)

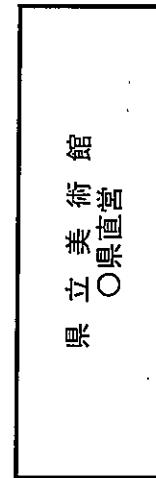
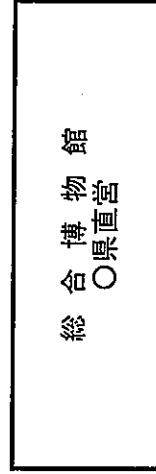
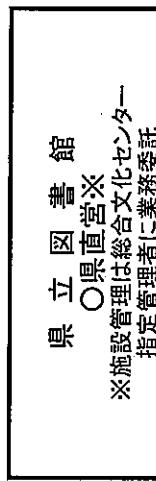
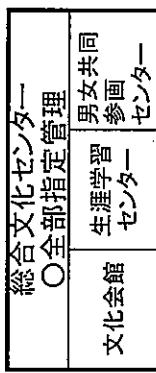
- ア 施設管理・・・施設や設備の保守管理、警備、清掃
- イ 広報の一部・・・ゾーン全体に関する広報
- ウ 経営分析の一部・・・利用いただいている方のニーズ把握など、文化交流ゾーンや各館の経営に資する調査・分析

## 2 今後の主な予定

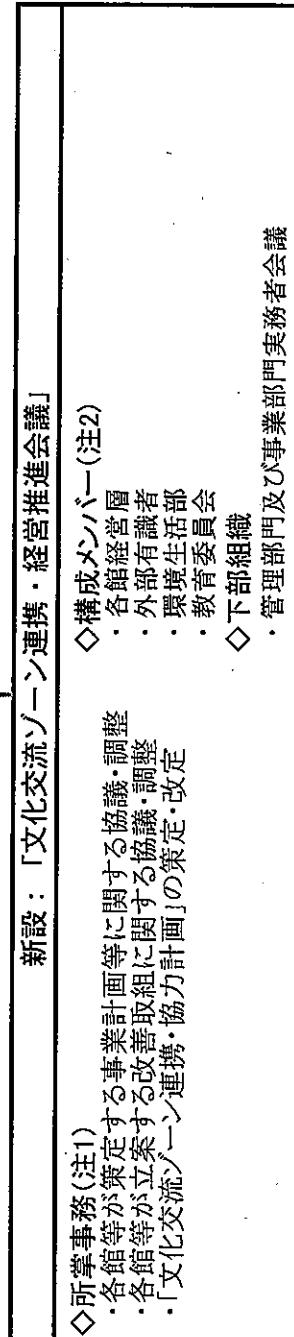
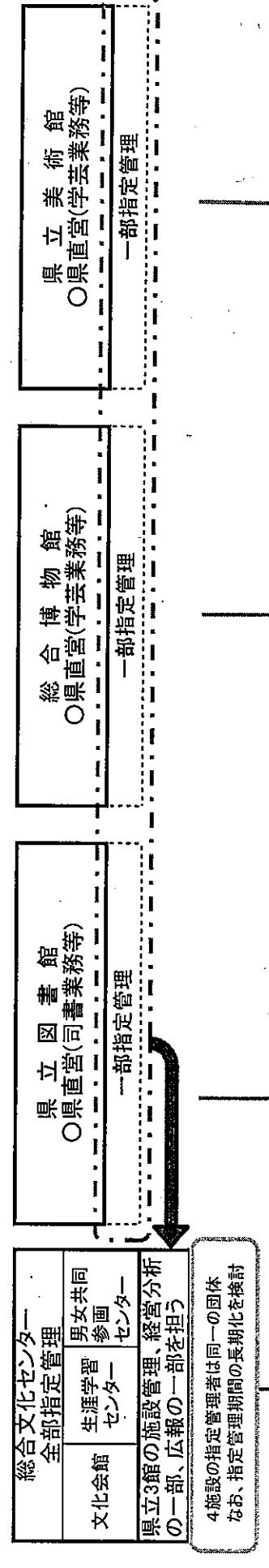
各館や関係部局との調整を進め、速やかに上記の仕組みにより運営等を行っていきたいと考えています。

- |          |         |   |
|----------|---------|---|
| 平成 29 年  | 2 月     | 定例月会議に当初予算(指定管理に係る債務負担行為)、<br>関係条例改正案(総合博物館、美術館及び図書館に一部<br>指定管理を導入するための改正)を提出 |
| 平成 29 年度 | 6 月     | 指定管理候補者選定委員会を設置   |
|          | 11 月    | 指定管理者の指定議案を提出   |
|          | 1 月～3 月 | 指定管理協定締結<br>「連携・経営推進会議」構成員等の委嘱  |
| 平成 30 年度 | 4 月     | 「連携・経営推進会議」運用開始、一部指定管理導入  |

## &lt;文化交流ゾーン構成施設の今後の運営の仕組み・体制&gt;



- ◎各県立施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かして互いの連携を強化するために以下に取り組みます
- ①「文化交流ゾーン連携・経営推進会議」を設置し、各館の事業等に関する共有を行うとともに、連携の強化を図る
  - ②施設管理の効率化を図り、職員が学芸業務や司書業務といった基幹業務において一層専門性を発揮し、より良い県民サービスを提供出来る環境を整備



注1：経営資源配分は県が行う  
 注2：必要に応じて、専門的事項に関する者等に出席を求めることも可  
 なお、常設のアドバイザーは設置せず、県立図書館、総合博物館及び県立美術館に設置している各協議会は存続



## 2 第8次水質総量削減に係る総量削減計画の策定状況等について

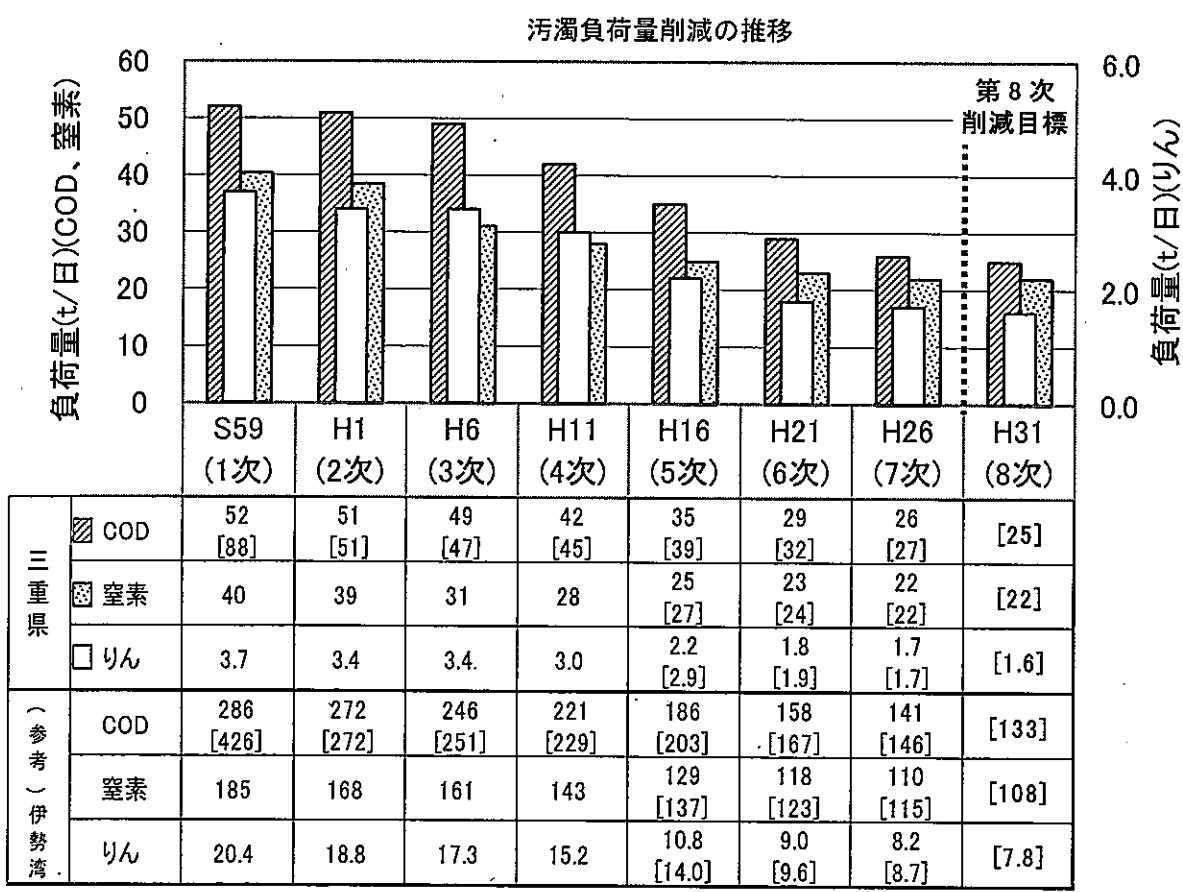
### 1 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年の「水質汚濁防止法」改正により導入されました。

この制度においては、環境大臣が、削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

伊勢湾では、昭和54年の制度導入以後、三重県、愛知県および岐阜県において、それぞれ総量削減計画等を策定し、COD、窒素、りんの汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

水質総量削減等の取組により、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度開始当初と比べて半分程度まで削減されており、河川におけるBODの環境基準達成率は、近年90%以上で推移しておりますが、伊勢湾におけるCODの環境基準達成率は、未だ50%前後に留まっています。



国の「第8次水質総量削減の在り方(H27.12 中央環境審議会答申)」においても、伊勢湾については、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があるとされ、また、その対策の在り方として、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていく必要があるとされています。

## 2 三重県環境審議会（水質総量削減部会）における審議状況

平成28年9月、環境省から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」が示されました。県は、当該方針に基づき、平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画の策定および総量規制基準の改定を行うため、三重県環境審議会（水質総量削減部会）に本件を諮問し、現在、審議が進められています。

### （1）第8次総量削減計画（案）における削減目標および目標達成のための取組等

平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画（案）における汚濁負荷量の削減目標量については、国の総量削減基本方針の中で示された三重県の削減目標量を、発生源ごとに次のとおり設定しています。

伊勢湾における県別削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
岐阜県	34	29	1.8
愛知県	74	57	4.4
三重県	25	22	1.6
総量	133	108	7.8

三重県における発生源別の削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
生活系	11(12)	7(7)	0.7(0.8)
産業系	11(11)	5(5)	0.6(0.6)
その他	3(3)	10(10)	0.3(0.3)
計	25(26)	22(22)	1.6(1.7)

削減目標量の数値は、COD及び窒素は1トン単位、りんは0.1トン

単位で記載しています。※( )内は平成26年度の実績値

生活系：生活排水や屎尿処理場等人の生活に起因する発生源

産業系：工場・事業場等の産業活動に起因する発生源

その他：田畠、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源

第8次総量削減計画（案）の目標を達成するため、総量規制基準の改定による工場、事業場に対する排水規制の強化のほか、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備など、多様な主体との連携のもと、次のような取組を推進していきます。

- ・下水道、各種集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進
- ・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等の推進
- ・干潟・藻場および浅場の保全・再生等、藻類増養殖等の推進
- ・情報発信、普及・啓発

## （2）総量規制基準の改定

工場、事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、平成28年9月の環境省告示で示された基準値の範囲内において、業種や排水量等の区分ごとに排水処理技術の動向、排出水の実態、これまで取られた措置、原料の性状や工程等を勘案し、改定作業を行っています。

なお、改訂案の検討にあたっては、必要に応じて、該当業種等に係る工場等へのアンケート調査等も行いながら、基準見直しの妥当性等を精査しています。

## 3 今後の予定

平成28年12月 ～平成29年1月	パブリックコメントの実施
平成29年2月頃	三重県環境審議会水質総量削減部会（最終案の審議）
平成29年3月頃	三重県環境審議会からの答申
平成29年4月頃	関係市町からの意見聴取、環境省との協議
平成29年6月頃	計画等の策定・公表



### 3 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（最終案）について

#### 1 改定の趣旨等

人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」を改定することとしており、次とおり最終案をとりまとめました。

#### 2 三重県男女共同参画審議会における審議状況

本年5月、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し、基本計画の改定に係る諮問を行いました。

審議会においては、全体会および部会が計12回開催され、7月から8月にかけて素案、9月に中間案、11月から12月にかけて最終案がそれぞれ審議されました。

#### 3 パブリックコメント等の状況

中間案については、市町へ意見照会するとともに、県民の方々から広く意見を聴くため、10月7日から11月7日までの間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、28件の意見が提出され、その概要と意見に対する対応状況は、別紙1のとおりです。

#### 4 最終案の概要

基本計画の構成や女性活躍推進法に基づく県の推進計画として位置づける施策等、骨格部分については中間案を踏襲しています。

引き続き、県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それに多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現をめざして、次の3つの基本方向により施策を推進します。

##### 【基本方向Ⅰ】職業生活における女性活躍の推進

I-Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

I-Ⅱ 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

I-Ⅲ 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

##### 【基本方向Ⅱ】男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

II-Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

### 【基本方向Ⅲ】男女が安心して暮らせる環境の実現

- Ⅲ-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進
- Ⅲ-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等へ取組

なお、最終案では、パブリックコメントの意見を受け、文言の追記修正や用語解説を加えたほか、より具体的な説明ができるよう図表を追加しました。

最終案の概要は別紙2、詳細については、別冊1「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（最終案）のとおりです。

## 5 今後の予定

- 平成29年1月 審議会から基本計画の改定に係る答申
- 2月 定例月会議に議案として提出
- 3月 議決後はホームページ等を通じて公表  
市町等に幅広く周知

## 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）

## パブリックコメントの概要と対応状況

1 意見募集期間 平成28年10月7日（金）～平成28年11月7日（月）

2 意見数 28 件

## 3 項目別意見数

全般	2
第1章 計画策定の背景	
1 計画策定に至る経緯	0
2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題	5
第2章 計画の基本事項	
1 計画の位置づけ	0
2 計画の目標	0
3 計画の期間	0
4 計画の体系	1
5 計画の重点事項	0
第3章 計画の内容	
基本施策 I - I 雇用等における女性活躍の推進	1
基本施策 I - II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進	3
基本施策 I - III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進	0
基本施策 II - I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4
基本施策 II - II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	1
基本施策 III - I 家庭・地域における男女共同参画の推進	2
基本施策 III - II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	4
基本施策 III - III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	4
第4章 計画の推進	1
計	28

## 4 対応状況

- |  |    |
|--|----|
| ①「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」(以下「改定版」)に反映するもの | 11 |
| ②既に改定版に反映されている、または含まれているもの               | 11 |
| ③改定版への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの            | 3  |
| ④改定版への反映が困難なもの                           | 3  |

計

28

## 5 主な意見および県の考え方

区分	中間案に対する意見の概要	意見に対する県の考え方
全般	用語解説集を末尾に入れてほしい。	ご意見をふまえ、貢の末尾に用語解説を追記します。①
全般	数値目標が掲げられていないが、それは別に定めるのか。	数値目標については、「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」で定めています。②
第1章 2	政策・方針決定過程の現状と課題については、議員についての言及が必要である。国の第4次基本計画も「施策の基本的方向と具体的な取組」に「政治」を明記しているのだから、議会に遠慮する必要はないのではないか。 例え行政が執行する計画部分に政治は入れにくくても、せめて現状と課題は政治分野について分析すべきである。	ご意見をふまえ、第1章2(1)の5段落目を「自治会、PTA等の各種機関・団体のほか、政治分野においても、方針決定の場への女性の参画が引き続き求められます。」と見直します。①
第1章 2	グラフが「(3)雇用等の分野における男女共同参画の推進」に偏っている。県民意識と生活基礎調査は県民の協力も得て、すべての分野について調査しており、進んだところ、全国と比較し差が顕著であるところ等あるので、まんべんなく見える化してほしい。	ご意見をふまえ、第1章「2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題」の(1)から(7)の各項目には、関連するデータをグラフにして見える化します。①
基本 施策 I-II	家族的経営には商工業も含まれる。商工業の具体策も作ってほしい。	商工業に関する女性活躍の推進については、基本施策 I-II のほか I-I でも経営者や管理職向けの施策を位置づけています。②
基本 施策 II-I	(2)のひとつ目の施策に関して) 仕事と家庭の両立は、職員採用時だけでなく、県行政職がどの職種・ステージにあってもWLBに留意した職場にならないと、管理職を目指す女性は増えないとと思う。	基本施策 I-I 3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に「県が率先して「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進し、働きやすい職場の構築に向けて計画的に取り組みます。」の施策で位置づけています。②
基本 施策 II-I	めざす姿に【働く場】を特出したのであれば、その施策の内容は、「3)市町等への働きかけ」に収まるものではなく、「4)事業者等への働きかけ」と別立てすべきである。	「3)市町等への働きかけ」に事業者に対する働きかけに関する施策を明記するとともに、併せて基本施策 I-I でも同様の施策を位置づけています。②
基本 施策 III-II	基本施策 III-II 3)自立のための生活支援、および同 4)自立を促進する環境の整備の中の「高齢者」「障がい者」「若年者」「若者」「外国人」という言葉の前に、それぞれ「男女」と付けてほしい。(例えば「男女高齢者」)。 この「男女」という言葉を付けないと、各課にこれら施策が下ろされた時、ジェンダーの視点無しで施策が行われても、実施したことにされてしまう。特にこれらの行政は、ジェンダーの視点・女性の視点・複合差別の視点に欠けがちなので、くどくても全て「男女」を頭につけてほしい。	「性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びと」もみえることから、このような表現を用いていますので、ご理解ください。④
基本 施策 III-III	中間案P31~33の「配偶者」と表記されているものはすべて「配偶者等」としてほしい。内縁や、かつて婚姻・内縁関係にあった者も対象としてほしい。	ご意見をふまえ、基本施策 III-III 「1 めざす姿」および同「2 施策の方向等」2)における「配偶者」という表現は、すべて「配偶者等」と見直します。①
基本 施策 III-III	「被害者の意思をふまえ」を「被害者の安全と意思をふまえ」としてほしい。万が一事件が発生した時「被害者が望まなかつたから」を言い訳にしないために必要であると考える。	ご意見をふまえ、「被害者の安全と意思をふまえ」と見直します。①

## 第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題
  - (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の普及と教育の推進
  - (2) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
  - (3) 雇用等の分野における男女共同参画の推進
    - 女性の職業生活における活躍に関する本県の特徴
    - (4) 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
    - (5) 家庭・地域における男女共同参画の推進
    - (6) 生涯を通じた男女の健闘と生活の支援
    - (7) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

## 第2章 計画の基本事項

- 1 計画の位置づけ
  - 三重県男女共同参画推進条例（第8条）
  - 男女共同参画社会基本法（第14条）
  - 女性活躍推進法（第6条）
- 2 計画の目標 ～男女共同参画社会の実現～
- 3 計画の期間 平成29年度～平成32年度
- 4 計画の体系
- 5 計画の重点事項
  - (1) あらゆる分野における女性活躍の推進
  - (2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進
  - (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - (4) 男女共同参画に関する理解の促進
  - (5) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
  - (6) 男女共同参画を阻害する暴力への取組

## 第3章 計画の内容

- 1 基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進
  - I- I 雇用等における女性活躍の推進
    - 1) 女性活躍推進の機運醸成
    - 2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の推進
    - 3) 仕事と生活の調和の推進
    - 4) 雇用環境の整備
    - 5) 女性の再就職支援
  - I- II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進
    - 1) 方針決定の場への女性の参画促進
    - 2) 女性が働きやすい環境の整備
    - 3) 家族的経営における働きの評価と仕事と生活の調和
    - 4) 起業家等に対する支援
  - I- III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進
    - 1) 多様なニーズに対応した子育て支援
    - 2) 男性の育児参画の推進
    - 3) 介護を支援する環境の整備
- 2 基本方向 II 男女共同参画を推進するための基盤の整備
  - II- I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
    - 1) 県の審議会等委員への女性の参画
    - 2) 県における女性職員等の登用
    - 3) 市町等への働きかけ
  - II- II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
    - 1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
    - 2) 学校等における男女共同参画教育の推進
    - 3) 生涯を通じた学習機会の充実
    - 4) 國際的な動きへの対応と活動支援
- 3 基本方向 III 男女が安心して暮らせる環境の実現
  - III- I 家庭・地域における男女共同参画の推進
    - 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
    - 2) 地域活動における男女共同参画の促進
    - 3) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
  - III- II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
    - 1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
    - 2) 性と生殖に関する健康支援の充実
    - 3) 自立のための生活支援
    - 4) 自立を促進する環境の整備
  - III- III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組
    - 1) 関係機関の連携による支援体制等の整備
    - 2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進
    - 3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

四章

## 第4章 計画の推進

- 1) 県の推進体制の充実と率先実行
- 2) 男女共同参画に関する実施計画の策定および実施管
- 3) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等
- 4) 市町等との協力
- 5) 男女共同参画センター「フレンチみえ」の機能の充実



## 4 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（最終案）について

### 1 策定の経緯

本計画の策定にあたっては、本年 10 月の環境生活農林水産常任委員会に中間案をお示しした後、パブリックコメント、市町への意見照会を行ったほか、外部有識者や関係団体代表者等からなる懇話会「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）でいただいた意見等をふまえ、今回、最終案として取りまとめました。

### 2 パブリックコメント等の状況

#### （1）パブリックコメント

- ① 実施期間 平成 28 年 10 月 7 日（金）～11 月 7 日（月）
- ② 寄せられた意見数 3 件
- ③ 意見と対応の概要 別紙 1 のとおり

#### （2）市町への意見照会

29 市町に意見照会を行いましたが、意見の提出はありませんでした。

なお、防犯関係業務に係る市町担当者会議において、計画策定後の推進方法について協議し、県が市町と連携して進めていくことを確認しました。

### 3 最終案の内容

最終案の概要是別紙 2、また、詳細については別冊 2のとおりです。

なお、計画の名称については、防犯だけでなく交通安全の内容も含むことを表すとともに、本県の計画であることを明確にするため、中間案までの「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を改め、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を正式名称としました。

### 4 今後の予定

平成 29 年 1 月中を目途に本計画を策定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、市町等にも周知します。また、策定の日から本計画を運用し、県民等との協創により、防犯・交通安全のための取組を進めてまいります。

計画の進捗管理については、毎年の府内会議において進捗状況を確認したうえで、課題等を広く県民等と共有するとともに、推進会議での協議等を通じて、以後の改善につなげていきます。

犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（中間案）に対する県民からの御意見と県の対応方針  
 ＜パブリックコメント実施期間：平成28年10月7日～11月7日＞

いただいた御意見の概要		県の対応方針	
該当箇所	御意見の主旨	対応内容	対応種別
p. 35	<p>重点テーマ2「子ども・女性・高齢者を犯罪から守る」に関するグラフとして、「児童虐待相談対応件数の推移」及び「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移」を掲げているが、相談対応件数が増加したことを、児童虐待や配偶者からの暴力が増加したことと勘違いする人がいると思う。</p> <p>掲げるグラフを認知件数に変更し、相談対応件数の増加は児童虐待や配偶者からの暴力が可視化されることであり良いことであるとされたい。</p>	<p>次の理由により、原案どおりとします。</p> <p>児童虐待相談対応件数が高い水準で推移している背景には、家庭及び地域における養育力の低下等があると考えられます。一方で、地域社会の関心の高まりや、市町の児童相談体制強化支援の効果等も大きな要因と考えられます。</p> <p>配偶者からの暴力が関係する相談件数についても同様に、社会的関心の高まり等、さまざまな状況が背景にあると考えられます。</p> <p>これら2つの項目が、そのように複合的な背景をもって近年高水準で推移していることを認識した上で、相談対応が高いニーズを示していることを課題（別冊2 p. 30に記述）に関連づけて示すため、これらのグラフを掲げているものです。</p>	最終案への反映なし
p. 36	<p>重点テーマ3で「テロ対策を推進する」としているが、テロの定義が曖昧である。</p> <p>また、テロ対策は、不斷の犯罪防止を行えば起こることのない問題である。別項目としてテロのための対策を掲げる必要ないと感じる。</p> <p>このように掲げることで、テロを行わせる目的にされるおそれがあると感じる。テロ対策などと、県民の不安をあおることは止めていただきたい。</p>	<p>次の理由により、原案どおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「テロ」という言葉は一般的な用法にしたがって用いており、明確な定義はしていませんが、別冊2 p. 36 本文中で言及している「平成27（2015）年11月のフランス・パリにおける同時多発テロ事件」などに例示されるような暴力主義的破壊活動を指しています。</li> <li>計画策定に先立って実施した意識調査の結果（抜粋：別冊2 p. 4～7）などから、伊勢志摩サミットの開催を契機に、「テロは他人事ではない」という意識が県民の皆さんに広がったと考えています。発生すれば重大な被害をもたらすテロを決して発生させないため、御意見にもあるように「不斷の犯罪防止」に官民一体で取り組むことなどを通じて、テロを未然に防止しようとするものです。重点テーマに掲げ、テロ対策を他人事とせずに取り組むことが、県民の皆さん安心につながっていくと考えます。</li> </ul>	最終案への反映なし
p. 38	重点テーマ4で「IT社会における安全・安心を確保する」としているが、評価指標を持つことのできる「安全」とは異なり、「安心」には評価指標を持つことが困難であるため、「安心」の語は削除して「IT社会における安全を確保する」とされたい。	<p>次の理由により、原案どおりとします。</p> <p>確かに、「安心」を定量的に計測することは困難ではありますが、県民の皆さん等さまざまな主体の協創により、この重点テーマに取り組むことで、ITに関する「安全」につなげ、それによって皆さんが「安心」してITを活用した暮らしや社会経済活動ができるこめざし、この表題を掲げています。</p>	最終案への反映なし

# 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（最終案）の概要

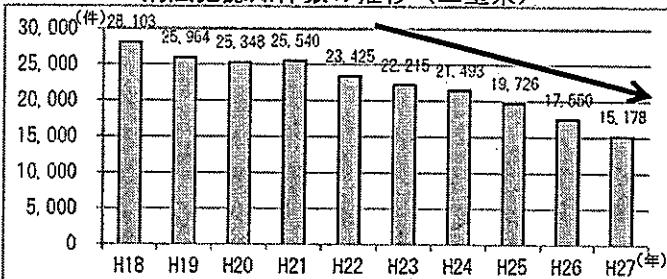
## <背景>

### 計画の趣旨

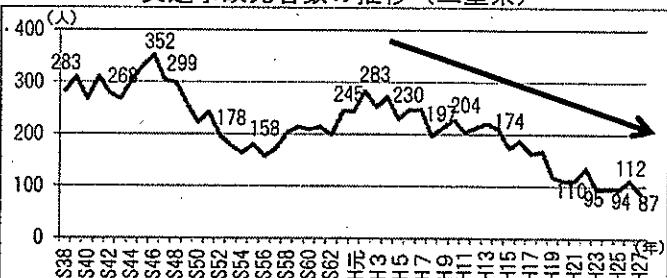
- 県内の刑法犯認知件数がピーク時から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。
- 伊勢志摩サミット後も、お伊勢さん菓子博2017や高校総体、三重とこわか国体の開催などにより、多くの人びとの来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められています。
- 伊勢志摩サミットの「レガシー」を発展させる>
- サミットの開催は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まりなどの「レガシー」を三重にもたらしました。
- このようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ発展させて、県として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、計画を策定します。
- 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、防犯と交通安全のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

計画期間：平成31（2019）年度末まで

### 刑法犯認知件数の推移（三重県）



### 交通事故死者数の推移（三重県）



刑法犯認知件数、交通事故死者数は、ともに減少傾向にあります。計画策定のために実施した県民意識調査結果からは、空き巣やひったくり等の犯罪や、子ども・女性に対する犯罪等に脅威を感じる人が多くいることなどがわかりました。

## めざす姿

### 「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」

県民、事業者、市町など、さまざまな主体と協創

<計画期間中の基本目標>  
刑法犯認知件数：15,178件(H27)→15,178件未満(H31)  
交通事故死者数：87人(H27)→60人以下(H31)

### <進捗管理>

毎年度、府内各部局からなる「連絡会議」で進捗状況等を確認したうえで、進捗状況を広く県民等に共有し、外部有識者等からなる「推進会議」等で意見を聞き、改善を図る

### 意識づくり

～防犯・交通事故防止意識を高める～

### 地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

### 環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

## 7つの「重点テーマ」

- ①犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ②子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③テロ対策を推進する
- ④IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤薬物乱用を防止する
- ⑥交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦犯罪被害者等支援策を充実させる

犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識をもとに、左の7項目を「重点テーマ」とし、それぞれが互いに横断的なものであることを意識しながら重点的に推進していきます。

各テーマでは、県民・事業者の皆さんに期待する“アクション”を具体的に例示しています。また、関連する県の取組方向を挙げ、進捗を測る目安として、活動指標を掲げています。

①PR、②アクションの喚起、③県民・事業者独自のアクションの収集と横展開 の3ステップで、計画を‘道具’として協創を進めながら、計画自体を進化させていくことを想定しています。



## 5 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況（中間評価）について

### 1 ごみゼロ社会実現プラン

平成17年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」（以下「プラン」という。）の取組については、ごみゼロプラン推進委員会での議論をふまえて毎年度、点検・評価を行っています。

そして、平成27年度がプランの中期目標の設定年度であったことから、進捗状況や取組について、プランの中間評価として「ごみゼロ社会実現プランの進捗状況（案）」をとりまとめました。（別冊3参照）

### 2 中間評価の概要

#### （1）取組の進捗状況

##### ①家庭系・事業系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量については、家庭系ごみの有料化の導入、県内全域の大手スーパーなどに広がったレジ袋無料配布中止の取組などにより大幅に削減され、事業系ごみ排出量についても、市町における事業系ごみ処理手数料の値上げなどにより大幅に削減されたことから、平成22年度に中期目標を上方修正しました。

しかし、その後、家庭系ごみ有料化の導入が1市にとどまり、また、事業系ごみは、観光入込客数の増加などの影響もあり、削減が想定どおり進まず、中期目標を達成できませんでした。

表1 ごみ排出量に係る中期目標の達成状況

指標名	平成14年度 (基準年)	速報値	平成27年度		平成37年度 (数値目標)
			基準年比	中期目標	
ごみ 排出量	家庭系ごみ	535,198t	446,644t	-16.5%	-20%
	事業系ごみ	251,733t	176,058t	-30.1%	-35%
	計	786,931t	622,702t	-20.9%	-

##### ②資源としての再利用

資源としての再利用率については、容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の資源化などにより、平成18年度までは上昇傾向にありました。その後、再生事業者等による資源回収の活発化などにより市町回収量が減少したことから、平成22年度に中期目標を下方修正しました。

しかし、この傾向がその後も継続し、中期目標を達成できませんでした。

表2 資源としての再利用率に係る中期目標の達成状況

指標名	平成14年度 (基準年)	速報値	平成27年度		平成37年度 (数値目標)
			基準年比	中期目標	
資源としての 再利用率	14.0%	13.8%	-0.2ポイント	22%	50%

### ③ごみの最終処分量

最終処分量については、溶融施設による焼却灰の再生資材利用や容器包装リサイクル法によるプラスチック類の資源化などにより、大幅に減少したことから、平成22年度に中期目標を上方修正しました。

その後も、紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用等のさらなる進展により、最終処分量の削減は進み、中期目標を達成できました。

表3 ごみの最終処分量に係る中期目標の達成状況

指標名	平成14年度 (基準年)	平成27年度		平成37年度 (数値目標)
		速報値	基準年比	
ごみの最終処分量	151,386t	35,119t	-76.8%	55,000t
				0

### (2) 取組の総括

事業者やNPO団体、市町、県による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組の進展や、各種リサイクル法の整備により、ごみの排出量や最終処分量は、プランの基準年である平成14年度に比べ大きく削減されました。

資源としての再利用率については、中期目標を達成できませんでしたが、再生事業者等による資源回収が進んでおり、循環型社会の形成に向けては概ね順調に進展しているものと考えられます。

また、取組にあたっては、ごみゼロ社会実現に向け、各主体が行った活動をごみゼロプラン推進委員会での議論をふまえて毎年度点検・評価を行い、次の活動につなげていくことができました。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会では、資源の浪費による資源の枯渇や、温室効果ガスによる地球温暖化、社会経済活動による生物多様性の喪失などの課題への対応が、より一層求められています。

## 3 今後の取組

県では、天然資源の消費を抑え、できる限り環境負荷が低減される持続可能な循環型社会の構築をめざし、平成28年3月、一般廃棄物と産業廃棄物の今後5年間の施策を示した三重県廃棄物処理計画を策定し、一般廃棄物については、多様な主体との協創により、ごみゼロ社会実現に向け取り組んでいくこととしました。

そこで、プランの進捗についても、三重県廃棄物処理計画の中で管理し、これまでと同様に、多様な主体と計画の進捗状況を共有し、取組を点検・評価していきます。

## 6 R D F 焼却・発電事業について

### 1 平成 29 年度以降の施設の運転管理業務委託

R D F 焼却・発電施設等の運転管理業務委託については、平成 28 年度末に契約期限を迎えるため、平成 29 年 4 月 1 日から新たな受託者により運用が開始されるよう準備を進めています。

#### (1) R D F 焼却・発電施設

R D F 焼却・発電施設の運転管理業務委託については、企業庁において、入札の手続きが進められており、平成 28 年 12 月中旬に落札者が決定される予定です。

#### (2) R D F 貯蔵施設

R D F 貯蔵施設の運転管理業務委託については、企業庁において、入札の手続きが進められており、平成 28 年 11 月 2 日に落札者が決定しました。

#### (3) 脱塩洗灰処理施設

脱塩洗灰処理施設（以下、「灰処理施設」という。）の運転管理業務委託については、太平洋セメント株式会社（以下、「太平洋」という。）がこの設備と処理方法の特許を有していることから、企業庁とともに同社と協議を進めています。

### 2 灰処理施設の協議状況

#### (1) 施設概要

灰処理施設は、R D F 焼却・発電事業から発生する焼却灰を水洗、脱水・脱塩した後に、セメント原料としてリサイクルするための施設で、ごみ減量化の進展により、現在の施設稼働率は約 6 割となっています。

この施設は、平成 16 年 3 月に太平洋藤原工場（いなべ市）の敷地内に設置しており、その用地の契約は、平成 29 年 3 月 31 日が使用期限となっていることから、新たな契約の締結に向けて協議を進めているところです。

#### (2) 検討課題

太平洋との協議では、次のとおり課題の洗い出しを行いました。

- ① 灰処理施設の老朽化が進む中での安全で安定的な運転の維持
- ② 老朽化により維持管理費用が増大するおそれがある中での事業経費の縮減
- ③ 灰処理量の減少に伴い施設稼働率が低い中での安定運転
- ④ R D F 焼却・発電事業終了後の原状復旧に伴う設備撤去費用の軽減

#### (3) 太平洋からの提案

上記の課題を解決するため協議を進めたところ、県および市町負担の軽減が図られ、新たな投資を要すること等を勘案し、太平洋から次のとおり提案がありました。

- ① 土地契約が満了する平成 29 年 4 月 1 日に無償で譲り受ける
- ② R D F 焼却・発電事業終了後も焼却灰の安定処理を図る
- ③ R D F 焼却・発電事業終了後も地元雇用を確保する

#### (4) 太平洋の提案に対する課題

太平洋の提案に対して、

- ① 灰処理施設（行政財産）を譲渡することが可能か
- ② 構成市町の灰処理費用の負担軽減となるか
- ③ R D F 焼却・発電事業の終了時まで、太平洋が安定した運営を継続していくことを担保できるか

などの解決すべき課題が考えられます。

### 3 今後の取組方向

- (1) 三重ごみ固形燃料発電所の運営にあたっては、引き続き関係市町等と連携し、安全で安定した運転を最優先に取り組んでいきます。
- (2) R D F 焼却・発電施設等の運転管理業務委託については、平成 29 年度からの運転管理業務が円滑に引き継がれるよう準備を進めています。
- (3) 灰処理施設について、安全で安定的な運営といった点に十分配慮し、太平洋の提案を今後も検討していきます。

## 7 各種審議会等の審議状況について

(平成28年9月15日～平成28年11月20日)

### 1 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成28年10月7日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 高倉 一紀 委員 前田 憲司 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成28年度取組方針に基づく事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	平成28年12月1日に開催し、引き続き、事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。

### 2 三重県環境審議会 水質総量削減部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質総量削減部会
2 開催年月日	平成28年10月7日
3 委員	部会長 岩田 政司 部会長代理 金子 聰 委員 神長 唯、倉島 彰
4 諮問事項	第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について
5 調査審議結果	平成31年度を目標年度とする第8次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準の策定にあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	平成28年11月29日に開催し、引き続き、計画の策定等について審議が行われた。

### 3 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成28年10月21日
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子、布山 裕一、前田 一範、山崎 美幸
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請(熊野市内)について、温泉のゆう出量への影響等の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

#### 4 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会（全体会）
2 開催年月日	平成28年9月16日
3 委員	会長 小川 真里子 副会長 佐伯 富樹 委員 伊藤 公則 他17名
4 情報事項	あり
5 調査審議結果	・第2次三重県男女共同参画基本計画の改定に関する中間案等について説明し、審議を行った。 ・「男女共同参画の推進に関する中間評価」について審議が行われ、中間評価としてとりまとめた。
6 備考	今後の予定：平成28年12月6日に、第2次三重県男女共同参画基本計画の改定に関する最終案の審議を実施。

#### 5 みえ県民交流センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成28年10月6日、10月20日
3 委員	委員長 板井 正齊 職務代行者 藤本 久司 委員 片山 光 他2名
4 情報事項	みえ県民交流センター指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	第2回選定委員会においては、申請者から事業計画の概要等について説明を受け、質疑を行いました。第3回選定委員会においては、申請書類及び第2回選定委員会における質疑等をふまえた審査を行い、指定管理候補者を選定しました。
6 備考	次回開催日、今後の予定：なし